

# 01 11月3日は和歌山市民憲章の制定日です

☎ 市民生活課 ☎ 435-1045

## 市民憲章のはじまり

和歌山市民憲章は、市民が愛唱し、実行できる身近な誓い・合言葉として昭和41年11月3日に制定されました。

市民憲章は、一人ひとりの心がまえを定めたものです。私たちのまちを魅力あるまちとするためにも、憲章を生活の様々な場面で想起し、職場や学校で唱和しましょう。

## 和歌山市民憲章 全文

わたくしたちは、和歌山市民であることに誇りをもち、平和で豊かなまちをつくるため、市民の心がまえを定めます。

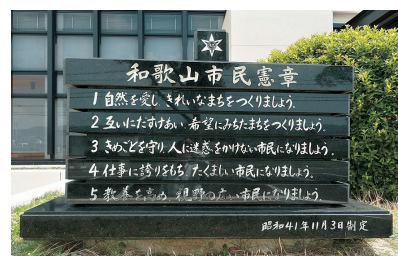
- 1 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 2 互いにたすけあい、希望にみちたまちをつくりましょう。
- 3 きめごとを守り、人に迷惑をかけない市民になりましょう。
- 4 仕事に誇りをもち、たくましい市民になりましょう。
- 5 教養を高め、視野の広い市民になりましょう。

## 市民憲章碑について

和歌山市内には市民憲章を刻んだ市民憲章碑が建てられています。お近くで見かけたら、ぜひ足を止めてゆっくりご覧になってください。



市民憲章碑（市本庁舎玄関前）



市民憲章碑（河南総合体育館前）

# 02 秋の火災予防運動 11月9日(月)～15日(日)

☎ 予防課 ☎ 427-0119

## ～その火事を 防ぐあなたに 金メダル～

(令和2年度 全国統一防火標語)

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。また、寒くなり火を取り扱う機会も増えます。

火災予防に対する意識を高め、火災の発生を未然に防ぎましょう。住宅火災を未然に防ぎ、“もしもの時”に被害を最小限にするため、次のことを心掛けてください。



消防局マスコットキャラクター

和びとちゃん

## 『住宅防火 いのちを守る 7つのポイント(3つの習慣・4つの対策)』

### 3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### 4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐため、防災品を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

# 03 バイローカル 地元消費 (Buy Local) で和歌山市をもっと元気に!

☎ 商工振興課 ☎ 435-1233



新型コロナウイルスの影響により、飲食店など地元の商店が打撃を受けています。このような地元店舗を応援するために、地元消費（Buy Local）により域内で資金が循環する地域経済を目指す必要があります。市民の皆さんが地元店舗で買い物することにより、魅力的な店舗が集積し、結果として地域の魅力や市民生活の向上につながっていきます。Buy Local 運動で和歌山市の地域経済を好循環させましょう。



Pick Up  
**06** 今年 Web を活用して開催！就職応援イベント

女性の就職応援フェア 2020 オンライン

- 和歌山の女性の就職活動を応援するイベントを開催します。
- 今回は、Web 上で女性の採用に積極的な市内企業約 30 社の人事担当者と面談ができます。また、オンラインセミナーや相談ルームも同時開催します。是非ご参加ください！
- <服装自由・履歴書不要・参加費無料・入退場自由>
- 日時／11 月 12 日（木）10 時～15 時
  - 場所／Web 上。Web での参加が難しい方は、サテライト会場のパソコン（サポートあり）を使って参加できます。
  - サテライト会場／県民文化会館 4 階中会議室（小松原通 1-1）
  - 対象／これから働くことを希望している子育て中の女性、転職を考えている女性、求職中で早期に就職を考えている女性など
  - 参加企業／市内企業約 30 社
  - 問合せ先／泉州広告株式会社 ☎ 072-437-3005



イベント詳細はこちら



第2回 福祉・介護・保育の就職フェアわかやま (Web)

- 参加者の方（会場）と求人事業所を Web で繋ぎ、個別面談等を行います。福祉の仕事に興味・関心のある方はどなたでも参加していただけます。
- ※当日の個別面談を希望される場合は原則、事前申込が必要
- 日時／11 月 14 日（土）13 時～16 時（受付は 12 時 30 分～）
  - 場所／和歌山ビッグ愛
  - 申込・問合せ先／和歌山県社会福祉協議会 福祉人材センター「ハートワーク」 ☎ 435-5211



Pick Up  
**07** 11 月 12 日～25 日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間 パープルリボンキャンペーン



☎ 男女共生推進課 ☎ 436-8704

毎年、11 月 12 日～25 日の 2 週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンの活用や、商業施設、タワー等を紫色にライトアップする「パープル・ライトアップ」など、様々な取組が全国で実施されています。

市堀川を紫にライトアップ

パープルライトアップには、女性に対する暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談してください。」というメッセージが込められています。



京橋のパープルライトアップ（昨年度）

- 日時／11 月 12 日 17 時～23 時
- 場所／京橋、中橋、寄合橋の一部

ひとりで悩まず、まずは相談してください

- みらい相談室 ☎ 431-5528 （休館日・祝日を除く 10 時～16 時）
- 休館日／月曜日（月曜日が国民の休日の場合は、その次の平日）・祝日

男女共生推進センター“みらい”に特設コーナーを設置

女性の人権や DV に関する啓発資料を設置しています。被害者にも加害者にもならないよう、正しい知識を身につけましょう。



- 場所／男女共生推進センター（小人町 29 番地 あいあいセンター 5 階）

Pick Up  
**04** 令和元年度決算 すべての比率で国が定める基準をクリア 健全化判断比率等を算定しました

☎ 財政課 ☎ 435-1031

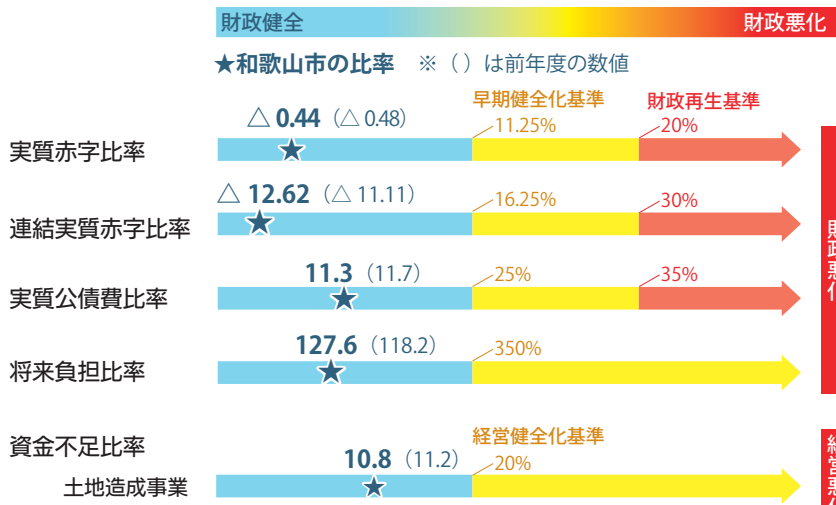
令和元年度決算に基づく「健全化判断比率」等を算定しました。

一般会計が黒字であったことや、特別会計全体で、累積赤字額を減らすことができたことにより、健全化判断比率は、すべての比率で基準値を下回る結果となりました。資金不足比率は、土地造成事業で算定されましたが、基準値の範囲内で、前年度より比率は減少しています。

本市の財政状況は、改善が図られているものの、地方債残高が増加していること、特別会計における累積赤字を約 9.8 億円抱えているなど、引き続き厳しい状況が続くことが予想されます。

今後も行財政改革や国による支援の活用を進め、財政の健全化に努めてまいります。

和歌山市の健全化判断比率等（令和元年度決算）



【用語説明】

▶健全化判断比率

地方公共団体の財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を健全化判断比率として定めています。

(1)実質赤字比率

一般会計等の赤字額を、財政規模に対する割合で表したものの

(2)連結実質赤字比率

全会計の赤字額を、財政規模に対する割合で表したものの

(3)実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの

(4)将来負担比率

借入金（地方債）などの負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの

▶資金不足比率

公営企業の資金不足を、事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

※各項目についての詳しい説明は、総務省HPをご確認ください。



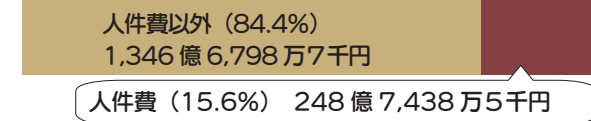
Pick Up  
**05** 人事行政の運営等の状況について

☎ 人事課 ☎ 435-1019

人事行政の透明性を一層高めるために市職員の給与の現状や人件費等を公表します。詳細は、市 HP（ID：1002815）で。

- 職員給与費（年額）（普通会計・令和元年度決算）  
1 人あたり給与費 651 万 5 千円  
※給料、職員手当（退職手当除く）、期末・勤勉手当を含む。  
※期末・勤勉手当は 6 月 2.225 月分、12 月 2.275 月分。
- 平均給料月額・平均年齢（令和 2 年 4 月 1 日現在）  
【一般行政職】32 万 5,830 円・43.5 歳  
【技能労務職】31 万 2,968 円・48.5 歳
- 職員数の状況／正規職員 2,887 人（令和 2 年 4 月 1 日現在）  
※平成 22 年 4 月 1 日より 249 人削減。

- 令和元年度 普通会計決算  
歳出額 1,595 億 4,237 万 2 千円



●特別職の報酬（令和 2 年 4 月 1 日現在）

| 区分  | 給料月額  | 期末手当（令和元年度） |
|-----|-------|-------------|
| 市長  | 95 万円 | 3.35 月分     |
| 副市長 | 82 万円 |             |
| 議長  | 79 万円 | 4.50 月分     |
| 副議長 | 72 万円 |             |
| 議員  | 66 万円 |             |

※市長は、令和 2 年 4 月及び 5 月の間で上記給料月額から 20%減額しています。